
リビア内戦と「保護する責任」

コンストラクティヴィズムの射程と軍事介入

福富 満久
Fukutomi Mitsuhsa

はじめに

2011年8月21日、反政府軍が首都トリポリに進攻、23日には、カダフィ政権の中枢だったバブ・アジリア地区の住居兼軍事拠点を押した。ここにリビアの最高指導者カダフィ大佐が築いてきた長期独裁体制が崩壊した。チュニジアとエジプトで独裁者を倒してきた民衆蜂起が2月に波及して以降、カダフィが退陣を拒否、政権は明け渡さないとして、政府軍と反体制派勢力との間で内戦に突入していた。一時は、空軍機によるデモ隊へのミサイル砲撃が行なわれるなど、装備で勝る政府軍の圧倒的優位が伝えられたものの、反体制派勢力による徹底抗戦と国連経済制裁および国際社会による連日の軍事介入による包囲網に抗しきれず、カダフィと側近は潰走することとなった。

9月2日、国際社会も内戦がほぼ終結した新生リビアの支援に本格的に動き出した。民主化支援策について話し合う国際会議がパリで開かれ、北大西洋条約機構（NATO）軍の軍事介入を主導したフランスのサルコジ大統領は、反体制派勢力を軍事的に支援したNATO軍を「リビア人民の何万もの命を救った」と称賛した。リビアの反体制派を援護するため「保護する責任」を旗印に結集したNATO軍が行なったカダフィ派軍事拠点への攻撃は、出撃回数は2万121回、空爆は実に7587回に達していた¹⁾。

会議に招かれていた反カダフィ派の軸となった「国民評議会」のアブドルジャリル議長は、約60カ国の代表を前に、同国の再建に向けた人道的、政治的支援の必要性を訴えると、クリントン米務長官は、アフリカ18カ国を含む約70カ国が国民評議会を正統な統治機関として承認したと述べ、他国にも追随を求めた。NATO軍による空爆に批判的だったロシアも同日、同評議会を承認すると発表した。

だが、今回のリビアへの軍事介入は国際社会に大きな波紋を広げつつある。このたびの軍事介入は国際連合史上初の「保護する責任」という概念にもとづく“積極的な介入”であった。それについての疑問と、同じように国民を弾圧し続けているシリアにはなぜ国連は介入しないのか、についての疑問である。

そもそも武力介入の正当性はどのように保たれるのか。本稿では、コンストラクティヴィズムの分析視角から、「保護する責任」が、理念面で市民権を獲得するまでの経緯を考察していきたい。つぎにリビアに対する軍事的介入を通して、国際社会の責任について論じていきたい。

なお、コンストラクティヴィズムは、1992年に発表されたアレクサンダー・ウェントの論文「アナーキーは国家が作り出すもの——権力政治の社会的構成」⁽²⁾以降、国際関係論で注目を集めるようになった比較的新しい分析視角である。国益と環境（あるいは構造）を所与とし、そのなかでエージェントがいかに行動するかを説明してきた主流理論であるネオリアリズム、ネオリベラリズムに対し、動態的な分析を可能とするこの新しい枠組みは、近年、国際関係理論の支柱のひとつとして注目されてきた。コンストラクティヴィズムの要諦を略述すれば以下ようになる。アクター（主体、エージェント、国家）を取り巻く環境は、物質的（material）な力ではなくむしろ共有された理念によって形づくられる。環境は、国際社会を構成するアクターによって相互主観的（intersubjective）に形成され、合意され、国際的な規範（norm）となる。すなわち規範とは、アクターが自らを取り巻く制度構造の制約を受けながら行動し、期待を内面化し意思決定を行なう集団的な「理性の集合」と言えよう。

期待を実現する手段としての軍事的介入のハードルが低くなっている現在、人命の保護の重要性を認めることで、先鋭に対立してきた「人道的介入」か、「主権侵害」か、をめぐって、内政不干渉という国際規範のひとつが融解しつつある時代にあることには注意していく必要があるのではないか。リビアの事例をとおして、この整いつつある期待形成環境についてあらためて考える意義があるだろう。

1 軍事介入

エジプトのムバーラク政権崩壊から4日後の2011年2月15日、リビア東部キレナイカの都市ベンガジにて暴動が発生し、18日には大規模な抗議行動に発展した。21日、抗議行動は、首都トリポリに波及し、政府は、数千人に膨れ上がった反政府デモに対し、戦闘機やヘリコプターによる機銃掃射、手榴弾や重火器を使用して空爆を行なうなど、事実上の自国民への無差別攻撃が始まった。

リビアの国連代表部のダバシ次席大使は、リビアは大量虐殺という戦争犯罪を行なっているとして自国政府を強く非難して国際刑事裁判所（ICC）に対し調査を要請した⁽³⁾。23日、チュニジア国境に大量のリビア人避難者が押し寄せていることが報じられ、欧州連合（EU）は制裁へ向けて協議を開始、24日、スイスは、カダフィと家族の資産を凍結すると発表した。

26日、アメリカ政府は、リビア国内に滞在していた自国民の出国が完了したことを受け、カダフィおよびリビア政府の幹部がアメリカ国内に所有する資産を凍結する制裁措置を発動した。さらにヨーロッパ各国や国連などと調整を続け、国連安全保障理事会は同日夕刻、カダフィや家族らに渡航禁止や資産凍結などを科す制裁決議案を全会一致で採択した⁽⁴⁾。

27日、カダフィ政権による反政府デモ弾圧に反対して辞任したアブドルジャリル前司法書記（法相に相当）が、同国東部で暫定政府「国民評議会」の樹立を発表した。こうしたなか、イギリスもカダフィとその家族の資産を凍結、また10億ドルに上るとされるリビアが投資した資産も差し押さえることを表明した⁽⁵⁾。

戦闘が激しさを増すなか、3月1日、アメリカは軍をリビア沖に派遣することを表明、同日、イギリスのキャメロン首相、カナダのハーパー首相、ドイツのウェスターウェレ外相、またカタールのハマド首相が一斉にカダフィに政権を明け渡すことを強く求める声明を発表した。また、国連もリビアの人権委員会メンバー資格を剥奪することを発表、バン・キムン国連事務総長は市民に対する攻撃を即刻やめることを求めた⁽⁶⁾。

国際社会による呼びかけにもかかわらず、7日、リビア政府軍はトリポリの西約50kmの町ザウイヤと石油施設のある中部ラスラヌフを制圧していた反体制派の部隊に空爆を行ない、さらにカダフィの故郷シルトの東方約180kmにあるビンジャワドの奪還を目指して進撃した⁽⁷⁾。国民評議会は各国に軍事介入を求めたが、同評議会を承認したフランスやイギリスなど一部の国の反応にとどまり、また、飛行禁止区域設定の国連決議も、アメリカ、ロシア、中国などが反対の立場を表明したことからまとまらなかった。しかし、一転、12日にはアラブ連盟が飛行禁止区域の設定に賛同したこと、また、カダフィが17日にベンガジへの総攻撃と無差別殺戮をも辞さないと演説したことから、急遽同日、国連安保理は飛行禁止区域を設定し、リビアへの事実上の空爆を容認する決議を賛成10、棄権5（中国、ロシア、インド、ドイツ、ブラジル）で採択した。その後もリビア政府による反体制派への武力行使が続けられたため、ついに3月19日、アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、イタリアは、安保理決議にもとづくリビアへの対地攻撃「オデッセイの夜明け作戦（Operation Odyssey Dawn）」を開始した。フランス軍参謀本部報道官はフランス軍機が同日午後、リビア政府軍の軍用車両数台を攻撃、破壊したと発表、アメリカ国防総省も地中海のアメリカ艦船が巡航ミサイル112発を発射したことを明らかにした⁽⁸⁾。3月27日には、NATOが加盟28カ国の大使級会合で、対リビア軍事介入の指揮権を英仏などとの多国籍軍を率いる米軍から完全に引き継ぎ、作戦名称も「ユニファイド・プロテクター作戦（Operation Unified Protector）」となった。新たにブルガリア、ルーマニア、トルコ、スウェーデン、ヨルダンが作戦に加わり、計18カ国から戦闘機300機以上が結集し、イラク戦争の規模を上回る陣容となった。

2 「保護する責任」とは何か

初めて人道的介入（humanitarian intervention）が国際社会で議論されたのは、1967—70年にナイジェリアで起きたビアフラ戦争中であつたとされる。この紛争は、飢饉や難民を引き起こし、西側メディアによって広く報道されたにもかかわらず、国際社会は内政不干渉の原則に縛られ、この事態を黙認した。国連憲章では、第2条4項において、すべての加盟国は、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対しても慎まなければならないと規定されている。また、同条7項において、国連は、国家に対する干渉を禁止している。冷戦期は、極論すれば数十の選挙監視等の平和維持活動を行なう以外は、イデオロギー対立の縛りもあって国家主権に対する不干渉原則が勝利し続けたと言ってもいい時代であつた。

そのような時代からの脱却が冷戦終結後の1992年、ガリ国連事務総長が論じた「平和への課題（An Agenda for Peace）」で試みられることになる。そこでは、国家主権が絶対的かつ

排他的な時代は終わったとして、第7章「平和に対する脅威、平和の破壊および侵略行為に関する行動での軍事的または、非軍事的強制措置の適用」に関する規定について、国際平和の破壊および侵略行為に直面した場合、そしてあらゆる平和的解決の道が閉ざされた時に限り、安保理の議決を経て認められるとして、国連が積極的に平和構築に関与することが謳われた⁽⁹⁾。

同時代には、世界銀行などの経済分野からも、単なる経済成長ではなく、真の人間の豊かさとは何か、という観点から、「人間の安全保障」論が展開され始めていた。経済成長のみに頼らない「人間開発」(human development)という言葉は、もともと国連開発計画(UNDP)が1990年に『人間開発報告書』を出して、それにより広まっていった言葉である。アマルティア・センの「ケイパビリティ・アプローチ」や、マブール・ハクラが考案した「人間開発指数」(HDI)は、「干渉と国家主権に関する国際委員会」(ICISS: International Commission on Intervention and State Sovereignty) 報告書と同じように国家という枠組みから離れて、まなざしが「人間の安全保障」へと向けられていた。こういった訴えは、例えば、1998年5月のノルウェーでの「人間の安全保障についての閣僚会合」で、「開発、対人地雷・小火器、人道法、児童の権利、紛争の未然防止等」の問題が触れられたりすることに結実していくのである⁽¹⁰⁾。

しかし、冷戦時代の長いイデオロギー対立の時代もあって、主権国家への不干渉原則の縛りは簡単に解けることはなかった。国際社会を震撼させることになった1992—93年のソマリアでの平和維持活動の失敗の経験とその後の撤退、1994年のルワンダでの大量虐殺、1995年のボスニアのスレブレニツァにおける大量虐殺⁽¹¹⁾では、国際社会は有効な手立てを施せず、介入の難しさをあらためて知らされることになった。1999年には、後に人道的介入の意味が根本から問われることになるコソヴォ紛争が勃発した。NATOは、安保理の承認の前に空爆を行ない、あらためて人道的介入とは何か、軍事介入の正当性をどこに求めるのか、その法的根拠は何か、実務家レベル、国際法学者を巻き込んだ論争へと発展していった。

だが、1999年9月の第54回総会でアナン国連事務総長が、内政不干渉と軍事介入の問題に対して国際社会のコンセンサスを得ることができる新しい枠組みをみつけられないか、と訴えたことに共鳴したカナダのアクスワージー外相が組織した国際委員会の報告書がひとつの答えになる⁽¹²⁾。それが2001年12月18日、国連に提出されたICISS報告書であり、そのなかで提案されたのが「保護する責任」(responsibility to protect)である。そこでは基本原則として、以下のことが明記されている。①国家主権は、責任を意味し、国民を保護する主要な責任はその国家自体にある。②内戦、暴動、抑圧あるいは国家破綻の結果として甚大な迫害を受け、かつ問題の国家がその迫害をやめさせる意思もしくは能力がない場合、保護する国際的責任が内政不干渉に優先する⁽¹³⁾。

この「保護する責任」は、それまでの人道的介入が、介入する国家主権と介入される国家主権に焦点を当てて議論されていたのに対し、議論の中心を最重要視されるべき人命の保護に当てたことが斬新だと受け止められた。その新機軸は高い評価を得て、国連で本格

的に取りあげられていくこととなった。2005年3月、アナン国連事務総長が国連首脳会合で発表した「より大きな自由を求めて」報告書では、「保護する責任」を国連においても認知すること、国家主権が保護する責任を負うことができない場合は、国際社会がその役目を担うこと、安保理は国連憲章に従ってしかるべき措置をとるべきであること、が明記された⁽¹⁴⁾。同年9月の国連首脳会合成果報告書でも、国連に参加するすべての政府は、大量虐殺、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から人命を守ることに對して国際的な責任があるとの見解が全会一致で採択され、平和的解決が不可能であり、かつ国家主権が失敗している時は、安保理を通じて集団的行動をとることが記された⁽¹⁵⁾。

こうして人命の保護を第一とする「保護する責任」論に、国際政治の表舞台が用意されていったのである。

3 曖昧な「規範」

軍事介入をする環境は、国際社会を構成するアクターによって相互主観的に形成され、合意され、理念上の国際的な規範となったかもしれないが、あらためて問わなければならない問題がある。武力介入を伴う人道的介入は、誰が、いつ、どのような場合において許可するのか、という問題である。さらに言えば大量殺害とは一体どの程度の殺害、民族浄化を言うのか、それについても、誰がそれを判断するのかという問題が解決されていない。ICISS報告書でも実際の武力行使は、国連憲章第8章をもとに、国連安保理以上の実行主体はなく、いかなる軍事介入でも、安保理の議決が優先されなければならないとされている⁽¹⁶⁾。

結局のところ、国連安保理の構成メンバーである、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国によって介入の是非が第一次的に判断されることになる。その場合当然のことながら大国の利権が絡むこととなる。その証拠にロシアは、旧リビア政府との間で石油をめぐる大型案件を抱えており、最後まで軍事介入を拒み続けた。

さらに「規範」が明確になっていないその証として、シリアの問題が挙げられよう。なぜリビアには軍事介入が行使され、なぜ同じように自国民に対し重火器による弾圧を続けているシリアでは軍事介入が行使されないのだろうか⁽¹⁷⁾。一般市民に対して戦車や重火器を使用して弾圧を続ける同国には、なぜ国際社会は介入しないのか。リビアのベンガジで大規模デモが発生した同じ2月17日、首都ダマスカスで反政府デモが発生して以来、シリアでも、これまでの死者数は、弾圧により少なくとも2000名に達し、なかには戦車部隊に轢殺された者もいるという。

シリア南部ハマのアドナン・バックール地方検事長は8月31日、インターネット動画投稿サイトの「ユーチューブ」で、アサド政権が反政府デモに対し残虐な弾圧を加え大量殺戮を犯していると非難、辞職することを明らかにした。ハマは、現大統領の父ハーフィズ・アサド大統領時代に反体制派が徹底的に弾圧され、1982年に3万人が犠牲となったとされる土地で、現在、抵抗運動のシンボルとなっており、町が戦車に包囲されるなどシリアで最も緊迫している場所である。バックール氏によると、平和的なデモに参加し拘束された72人の市民がハマの中央刑務所で処刑され、軍司令部近くの墓地に埋められたという。

さらにアサド政権に忠誠を誓う治安部隊が拘束した人々を拷問し、420人が死亡したこと、なかに人がいる民家を破壊するなど残虐行為を行なっていると語った⁽¹⁸⁾。

なぜ、国際社会はこのような惨劇を前にして傍観しているのだろうか。リビアとシリア両国の運命を分かちものは一体何だろうか。シリアへの武力介入の動きは依然としてなく、アメリカ、イギリス、フランスの非難決議にとどまる。

その答えのひとつは、アサド政権が崩壊した場合、政権を担う受け皿がないためだと考えられている。また、独裁体制の特徴として、次世代リーダーが不在である。シリアの場合、ハーフィズ時代からの古参の参謀や軍が台頭する可能性があり、これが周辺国を不安に陥れている。シリアでは、人口の16%程度を占めるにすぎないアラウィー派と呼ばれる少数派がバース党、政府機関、軍、国営企業の要職を占めていて、定期的に選挙は行なわれているものの、事実上バース党の一党支配体制が続いてきた。シリアは非産油国だが、地域における権力バランスでは重要な国となっている。北にトルコ、東にイラク、南にヨルダン、西にレバノン、南西にイスラエルと国境を接し、これらはすべてアメリカの友好国であり、ここに「権力の空白地帯」が生まれることは避けたいと考えているだろうことは容易に推測できる。

リビアの場合も同様に、カダフィ以外には、極論すれば何もなく、リビアにも受け皿はなかったが、国民評議会という受け皿ができたことが大きな違いであろう。また、リビアには、アメリカをはじめとする欧州諸国が気にかける隣国はなく、地中海という“緩衝帯”があったこと、また、すでに隣国のチュニジア、エジプトが民主化に踏み出しているということが軍事介入を容易にしたのだと考えられる。

そしてリビアとシリアを分かち第2の相違点は、リビアには石油があり、シリアには石油がないということである。リビアの石油利権は欧州諸国には魅力的に映る。フランスの『リベラシオン』紙は、内戦中に国民評議会がフランスに対し、政府として承認した見返りにリビア原油の権益35%を譲るとした密約があるとの報道を行なっている⁽¹⁹⁾。また、英『テレグラフ』紙は、イギリスがリビアに有している石油利権に関して保全と新規契約のためにトリポリに専門家チームを送り、国民評議会と協議を開始する模様であると伝えている⁽²⁰⁾。

このようにみえてくると、リビアには石油の安定供給を軸に、対してシリアには政治的安定を軸に国際社会の裁定が下されているような気がしてくる。

4 軍事介入が地域に与える影響と新生リビアの今後

しかしながらこういった二重基準は、中東地域を超えて、国際政治の正義の枠組みに大きなインパクトを与えることになりはしないか。せつかく民主化へ一歩踏み出したチュニジアもエジプトも、このような二重基準が支配する「民主主義」に幻滅しないだろうか。

シリアの問題解決の見通しはきわめて不透明だが、人命の保護という緊迫した状況下、どこまで正当な武力介入ができるか、規範をより具体化し公正化していくことが、国際社会に今後求められる課題であろう。

カダフィなき今、リビアの民衆も手放しで喜んでいる状況ではない。チュニジアとエジプトで起きた民主化革命とリビアの体制崩壊とでは大きく異なる点がひとつある。それは、外国勢力による武力介入によって体制が崩壊したことである。その点も気にかかる。

国民評議会のガマティ駐英代表は9月2日、英BBCラジオに今後20ヵ月間（1年8ヵ月）に及ぶ暫定統治期間における民主化ロードマップの骨格を明らかにしたが、8ヵ月以内に新憲法を制定、20ヵ月以内に大統領選と議会選を実施し、2013年春までに新政権を樹立するとしている⁽²¹⁾。さらにカダフィ政権からの移行は「すでに始まっている」と述べ、数日内にも、国民評議会の拠点が首都トリポリに完全に移る見通しだと述べた。だが、歴史を紐解けば、42年前にカダフィが当時のサヌシー国王をクーデターによって放逐したのは、同政権がアメリカによる事実上の傀儡で、当時北アフリカ最大であったウィラス米軍基地の存続を許し、石油の利権も米系メジャーに握られたままだったことを忘れてなるまい⁽²²⁾。

石油利権の外国政府への不透明な譲渡によっては、再び内戦へと時計を戻すようなことにもなりかねない。その場合は、カダフィ打倒で結集した同評議会や同評議会を支援してきた部族はそれぞれの利権確保に挑むこととなり、未曾有の混乱に陥ることとなるだろう。

こうしている間にもリビアの日々の生活は困窮化に向かっている。半年間に及ぶ戦闘により、沿岸部大都市圏への給水が止まっているのだ。リビアは、1980年代から人工河川によって、水を内陸から沿岸部へ流送している。だが、カダフィ大佐の故郷、北中部シルトを支配するカダフィ支持派が、首都トリポリ向けの水の供給を止めているのである。水量は通常時の半分以下に減っており、深刻な水不足にあえぐトリポリでは、国際的な支援団体が陸と海から水を運び込んでいる。

水だけではない。食料や生活用品を輸入に頼る同国では、生活物資も枯渇寸前となっている。2010年末、日量165万バレルあった石油生産は内戦で大きく落ち込み、日量5万バレルほどに落ち込んでいる。石油の輸出を開始して外貨を獲得して輸入を再開することが喫緊の課題である。

国連は、2月以来、医療従事者や技術者などを含む約86万人が流出した同国の現状に緊急に対応する必要があるとの認識を示し、リビアの早急な新憲法制定と選挙の実施も差し迫った課題だとの見解を表明した。だが、リビアはこれまで、カダフィ大佐の思想が強く反映した“全人民が国家を統治する”とした独特の国づくり「直接民主主義体制」が進められてきたため、憲法制定から議会制度、また官僚機構などの国家機構の導入まで、すべて一から整備し直さなければならない。部族社会の微妙な権力構造（人口構成や経済力）もあり、権力配分を間違えば、国家という枠組み自体が崩壊し、無政府状態に転落してしまう可能性もある。また、旧体制では無視されてきた反カダフィ派部族や遊牧民に選挙権行使の機会を与えることも重要な作業となる。選挙民登録から始めなければならず、時間は幾分かかると思われる。

2011年9月1日、トリポリの中心、カダフィ統治時代「緑の広場」と呼ばれた場所に多くの人が集まった。クーデターで政権を掌握したカダフィとその側近による指導部の独裁体制は、42年前のこの日に始まった。カダフィと次男セイフ・アルイスラムの身柄が確保さ

れておらず、いまだ両氏は闘争を諦めていないとされる。独裁体制の恐怖を知るリビア人民に平穏の日が訪れるのは果たしていつになるのだろうか。カダフィ政権のシンボルであった「緑の広場」は、今、王政時代の三色旗と内戦の犠牲者の写真に囲まれて「殉教者広場」と呼ばれている。

- (1) http://www.nato.int/cps/en/natolive/news_71994.htm [2011/09/06].
- (2) Alexander Wendt, “Anarchy is What States Make of It: The Social Construction of Power Politics,” *International Organization*, Vol. 46, No. 2, 1992, pp. 391–425.
- (3) <http://af.reuters.com/article/libyaNews/idAFN2122551120110221> [2011/04/23].
- (4) <http://af.reuters.com/article/libyaNews/idAFN2616025320110226> [2011/04/23].
- (5) <http://af.reuters.com/article/libyaNews/idAFLDE71Q0DG20110227> [2011/04/23].
- (6) <http://www.un.org/News/Press/docs//2011/ga11050.doc.htm> [2011/07/19].
- (7) <http://af.reuters.com/article/libyaNews/idAFLDE7260HE20110307> [2011/04/23].
- (8) <http://af.reuters.com/article/libyaNews/idAFLDE72H00K20110319?pageNumber=3&virtualBrandChannel=0> [2011/04/23].
- (9) <http://www.un.org/Docs/SG/agpeace.html>, paras. 42–43.
- (10) 詳しくは、稲田十一「開発・復興における『人間の安全保障』論の意義と限界」『国際問題』第530号（2004年5月）、28–43ページ。
- (11) セルビア人勢力が、ムスリム人居住地区スレブレニツァを制圧して、ムスリム人約7000人を生き埋めにした事件。旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所（ICTY）の判決でジェノサイド（集団殺害）の罪の成立が認められた初の事件となった。同事件が報道されると、スレブレニツァを守っていたオランダの部隊が傍観者の態度に終始したとして非難的となった。国連保護軍（UNPROFOR）は、正当防衛は別として、セルビア人勢力を攻撃する権限を与えられていなかった。
- (12) アナン事務総長は、1993年3月—1996年12月まで平和構築担当の国連事務次長であり、その間にルワンダとスレブレニツァでの大量虐殺で責任を果たすことができなかったとの自責の念が彼を新しい枠組みの創設に駆り立てたのだ、とする見方もある。詳しくは、Roméo Dallaire, *Shake Hands with the Devil: The Failure of Humanity in Rwanda*, Random House Canada, 2003.
- (13) The International Commission on Intervention and State Sovereignty (ICISS), *The Responsibility to Protect*, International Development Research Centre, 2001, p. XI.
- (14) “In larger freedom: towards development, security and human rights for all,” Report of the Secretary-General, A/59/2005, 21 March 2005, p. 35.
- (15) http://www.un.org/summit2005/presskit/fact_sheet.pdf [2011/07/19].
- (16) ICISS 報告書では、紛争予防が最も重要な取り組みで、介入は可能な限り手を尽くした後に選ばれるべき選択肢である、としている。そして介入する場合の正当な理由（just cause）として、差し迫った危機が主権国家の意図的な作為によるものか、破綻国家としての結果かどうかにかかわらず、大規模な人命の喪失がみられる場合と強制退去や婦女暴行を伴う大規模な民族浄化がみられる場合を挙げている。実際の武力行使は、国連憲章第8章をもとに、国連安保理の機能不全の場合は国連緊急特別総会や地域機関等にも軍事介入の余地を認めているが、国連安保理以上の実行主体はなく、いかなる軍事介入でも、安保理の議決が優先されなければならないとされている。そして武力介入を正当化する場合は、「正当な意図」（right intention）、「最終手段」（last resort）、「均整のとれた方法」（proportional means）、「合理的な見込み」（reasonable prospects）の4つを満たしていなければならないとされる。ICISS, *The Responsibility to Protect*, pp. XII–XIII.
- (17) アメリカの政治学者ベンジャミン・バーバーも英『ガーディアン』紙に「偽善は、シリア、バー

レーン、イエメン、サウジアラビアとの間とリビアとの間で存在している。シリアも政府が自国民を殺害しているにもかかわらず、なぜ、その対応は異なるのか」と疑問を呈している。
<http://www.guardian.co.uk/commentisfree/2011/may/02/nato-gaddafi-libya-air-strikes/print> [2011/07/18].

- (18) <http://www.reuters.com/article/2011/08/31/us-syria-defection-idUSTRE77U7H320110831> [2011/09/06].
- (19) <http://www.liberation.fr/monde/01012357324-petrole-l-accord-secret-entre-le-cnt-et-la-france> [2011/09/03].
- (20) <http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/africaandindianocean/libya/8734278/Libya-British-team-aims-to-secure-oil-deals.html> [2011/09/05].
- (21) <http://af.reuters.com/article/worldNews/idAFTRE76Q30I20110902> [2011/09/07].
- (22) 詳しくは、福富満久『中東・北アフリカの体制崩壊と民主化——MENA市民革命のゆくえ』（岩波書店、2011年、「第7章 リビア——革命イデオロギーの崩壊と民主化」）をご参照いただきたい。

ふくとみ・みつひさ (財)国際金融情報センター
中東部兼アフリカ部主任研究員
<http://www.jcif.or.jp>